

20歳以上の学生の皆さまへ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金には、20歳以上のすべての方が加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が低いため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上であ

進学する学生の皆さまへ

国民健康保険住所地利例のご案内

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した（住民票を移した）場合には、住所地特例の届け出により引き続き町から被保険者証を作成することができます。

届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料（税）の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険に

予を受けている方で、令和7年度も引き続き同一校に在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が届きますので申請してください（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要）。

国民年金のご相談・手続きなどについては、次までお問い合わせください。

問い合わせ先

小諸年金事務所
保健福祉課国保年金係
(22) 1080
(31) 2512

詳細は、お問い合わせください。

●学生用被保険者証の返還について

卒業・就職などにより学生でなくなった場合には、手続きが必要です。
詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課国保年金係
(31) 2512

これから先もずっと健康で！
5月集団健（検）診のお知らせ

毎年健（検）診を受けて、自分のからだの点検と生活習慣の見直しに役立てましょう！

日程

5月2日（金）、7日（水）、8日（木）、9日（金）
平日の午前・午後
※日時につきましては、こちらで指定させていただきます。
※今年度は胃・大腸がん検診のみご希望される方は5月1日に行います。

日時の変更を希望される方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

ご家族で同じ時間を希望される方、送迎の都合などで、時間変更を希望される方も、必ずご連絡ください。

受診方法

申し込みされた方には、4月中に問診票、説明用紙などを郵送します。申し込みしていない方で健診を希望される方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。
各健診の詳細については、下表をご確認ください。
40歳以上の方は肝炎検査（1,000円）、50歳以上の男性の方は前立腺がん検診（500円）を同時に受けることができます。希望される方は、当日受付時にお申し出ください。

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診	胃がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方	39歳以下の全町民	75歳以上の全町民	40歳以上の全町民 (80歳以上の方は医療機関で受診することをお勧めします)	
		1,000円 (令和8年3月31日時点で40、50、60歳の節目年齢の方は無料)	無料	500円	1,000円
自己負担料金		1,000円	無料	500円	1,000円
検査内容		身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察 ※特定健診のみ全員心電図実施。 医師が必要と判断した場合、眼底検査を実施。 ※75歳以上の方は腹囲測定はありません。		便潜血反応検査 2日法	バリウム造影検査

*今年度は胃・大腸がん検診のみ5月1日に行います。

そば生産者対象の補助事業をご利用ください

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消を図るため、そば生産者を支援します。

◎そば種子無料頒布事業

町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

対象者

町内生産者
※令和4年度以降に無料頒布を受けた方は、対象になりません。無料頒布後3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。

種子の品種

しなの1号または韃靼そば
頒布量 10アール当たり6kg

頒布時期

7月中旬
申込方法 申込書を5月16日（金）までに提出してください。申込書は産業経済課農政係（役場2階12番窓口）またはホームページからダウンロードできます。

その他

頒布した種子を播種しなかった場合は、返却または相当額の返還となります。

◎そばの刈取補助事業

町が委託している団体にそばの刈り取りを依頼し、生産者が支払うべき刈取料金の一部を補助します。

高齢者等ごみ出し支援事業を開始します

町では、令和7年度より「高齢者等ごみ出し支援事業」を開始します。この事業は、自身でごみ集積所まで家庭ごみを出しに行くことが困難であり、身近に手助けしてくれる方がいない高齢者等に対し、町がごみ捨てを支援するものです。

対象者

町内に住所を有し、世帯全員が車を運転できない等の理由により、ごみ集積所にごみを自力で出すことが困難であり、かつ、同敷地内に65歳未満の親族がおらず、親族または周辺の居住者、地域ボランティア等から支援を受けられないと町長が認める、次のいずれかに該当する世帯に属する者。

①65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

②障がい者のみの世帯または65歳以上の者と障がい者のみの世帯に属する者であつて、次のいずれかに該当する者
・身体障害者手帳の交付を受けている者
・療育手帳の交付を受けている者

令和7年度

固定資産価格等の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者の方は、土地や家屋の評価額等が記載された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。また、縦覧期間中は、所有されている固定資産の価格等が記載された固定資産課税台帳を無料で閲覧することができます。

この機会にぜひご確認ください。

期間 4月1日（火）

～4月30日（水）

（土・日曜日、祝日を除く）

時間 午前8時30分

～午後5時15分

場所 税務課資産税係

（役場1階3番窓口）

持参するもの

●本人確認ができるもの（運転免許証など）

●委任状（法人および代理人が縦覧される場合）

手数料

縦覧期間中の課税台帳閲覧手数料は無料です（コピーが必要な場合は、1枚20円のコピー料金がかかります）。

問い合わせ先

税務課資産税係
(32) 3126